

労 健 公 告 第 5 号
令 和 3 年 8 月 2 3 日

労働者健康安全機構健康保険組合
理事長 代田 雅彦

役員選挙における立候補制導入に伴う健康保険組合同規約変更について

標記について、令和3年8月4日労健発第69号により関東信越厚生局長宛て認可申請したところ、下記のとおり認可を受けましたので、健康保険法施行令第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告します。

記

- 1 適用年月日
令和3年9月1日
- 2 認可番号
関厚発0817第67号（令和3年8月17日付）
- 3 規約の一部変更の内容
別添「規約変更書」のとおり

規約変更書

労働者健康安全機構健康保険組合規約の一部を次のとおり変更する。

第28条中「理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。」を「理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。」に改める。

附 則

この規約は、令和3年9月1日から施行する。